

役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ハートフルなこそ（以下、「本法人」という）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員（以下「役員等」という）の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程における報酬とは、本法人が役員等に対し、法人業務の対価として支給するものをいう。

(報酬の決定)

第3条 役員等の報酬は、評議員会の議決を経て支給するものとする。

(報酬の区分および月額)

第4条 役員等の報酬は、原則として、勤務実態に応じて支給するものとする。
2、役員等の報酬額は、別表1のとおりとする。

(交通費)

第5条 役員等の交通費については、役員報酬とは別に給与規程第16条2項に準じ支払うものとする。

(報酬の支給日と控除)

第6条 常勤役員の報酬は、職員給与の支払日に支給する。
2、報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額があったときには、これを控除して支給する。
3、月の途中で役員に就任したとき、または月の途中で役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、報酬は日割計算により支給するものとする。

(適用除外)

第7条 事業の職員を兼務する役員等は、この規程は適用しない。

(公表)

第8条 本法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めるものとする。

(附則)

本規程は、平成16年9月15日より施行する。

本規程は、平成20年4月1日より施行する。

本規程は、平成23年2月1日より施行する。

本規程は、平成25年9月27日より施行する。

本規程は、平成29年4月1日より施行する。

本規程は、令和元年7月1日より施行する。

別表1 役員等の報酬額(円)

	支給額
常勤役員	400,000 円 (月額)
非常勤の役員等	20,000 円 (日額)

但し、非常勤の役員等について、理事会、評議員会、入札立会い、実地指導・監査立会い、監事監査、評議員選任解任委員会、苦情解決委員会等の出席のみの報酬は、5,000円(回)とする。